

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の支給に関する認定請求、審査、手当額の改定、現況届、支給を行っており、これらの事務に特定個人情報保護ファイルを使用している。
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当の支給に関する事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】17,20,42,53,76,89,90,125,141,155,161項 【情報照会】81項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども・保健課
②所属長の役職名	こども・保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705－8602 岡山県備前市東片上126番地 電話(0869)64－1807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課 〒705－8602 岡山県備前市東片上126番地 電話(0869)64－1853

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携の際は、必ずマニュアルを見ながら実施すること。また、情報連携を使用するすべての職員にマニュアルの周知を行うこと。かつ照会時には、二人以上の職員で対象者に誤りがないかダブルチェックを行うこと。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数及び参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定しているため。また、アクセス権限の所持者は離席時のログアウトを徹底しているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 今脇誠司	課長 丸尾勇司	事後	人事異動
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 丸尾勇司	課長 藤田政宣	事後	人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 藤田政宣	課長 眞野なぎさ	事後	人事異動
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規記載	事後	様式追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 眞野なぎさ	課長 中野智子	事後	人事異動
令和3年8月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 中野智子	子育て支援課長	事後	
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子育て支援課	保健福祉部 こども家庭課	事後	機構改革
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	機構改革
令和4年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	備前市役所 保健福祉部 子育て支援課	備前市役所 保健福祉部 こども家庭課	事後	機構改革
令和4年7月14日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項	番号法第9条 別表56項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】13,16,26,30,47,64,65,87,116項【情報照会】57項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】第12条,第19条,第35条,第36条,第44条【情報照会】第31条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】17,20,42,89,90,125,141,155,161項【情報照会】81項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 こども家庭課	保健福祉部 こどもまんなか課	事後	機構改革
令和6年8月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	こども家庭課長	こどもまんなか課長	事後	機構改革
令和6年8月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	備前市役所 保健福祉部 こども家庭課	備前市役所 保健福祉部 こどもまんなか課	事後	機構改革
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 こどもまんなか課	保健福祉部 こども・保健課	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	こどもまんなか課長	こども・保健課長	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	備前市役所 保健福祉部 こどもまんなか課	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課	事後	機構改革
令和8年7月9日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】17,20,42,89,90,125,141,155,161項【情報照会】81項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】17,20,42,53,76,89,90,125,141,155,161項【情報照会】81項	事後	見直し・整理